

令和2年度（2020年度）

医療・福祉機器開発支援等補助金

－ 募集案内 －

[募集期間]

令和2年（2020年）5月1日（金）～6月18日（木）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から
郵送（6月18日必着）での提出をお願いします。

令和2年（2020年）5月

くまもと医工連携推進ネットワーク事務局

くまもと医工連携推進ネットワークについて

(1) 概 要

「くまもと医工連携推進ネットワーク」（以下、「ネットワーク」という。）は、医療、福祉関連の機器や器具、システム等の製造、開発を行う「ものづくり企業」と、ユーザ（使用者、利用者）である医療機関、福祉施設及び行政、大学等で構成し、熊本県内における医療、福祉関連機器の開発を推進することを目的に平成27年（2015年）3月27日に設立いたしました。

(2) 構 成

<推進本部>

- ・熊本大学（産学官地域連携部門）
- ・熊本県（産業支援課、産業技術センター、健康福祉政策課）
- ・熊本市（産業振興課、健康福祉政策課）
- ・熊本商工会議所（事務局）
- ・（一社）熊本県工業連合会（事務局）

<推進委員>

- ・医工連携の取組みに関わりのある学部（科）を持つ熊本県内の大学、短大等
- ・熊本県内の医療、介護、福祉等の推進を図る団体
- ・（公財）くまもと産業支援財団

<会 員>

- ・熊本県内のものづくり企業（情報システム関連を含む）
- ・熊本県内、県外の医療機器、福祉機器等の販売メーカー、勤務実績のある個人等
- ・熊本県内の医療機関、福祉施設及びこれらの機関等に勤務されている個人等

<事 務 局>

- ・（一社）熊本県工業連合会 事務局

(3) 主な事業

- ①医療機関や福祉施設等に従事される方からのニーズの収集及び提供
- ②ものづくり企業からのシーズの収集及び提供
- ③医工連携の取組みを推進するための学習会、講演会等の開催
- ④医工連携による製品開発を支援するための補助事業の実施
- ⑤医工連携による製品開発を支援するコーディネータによる支援
- ⑥製品化の動きを加速するロボット研究会の開催
- ⑦販路開拓に繋げるための本郷展示商談会の開催
- ⑧会員間のネットワーク形成や情報交換、連携促進を図るための事業

1. 目的

本補助金は、熊本県内の「ものづくり企業等」の医療・福祉関連市場への新たな参入を支援し、医療・福祉現場におけるニーズを的確に捉えた熊本発の製品の創出及び医療等のQOLの向上を促進することを目的とします。

2. 補助対象者（補助要望者）

補助対象者（補助要望者）は、熊本県内に本社（店）、または、主要な工場、研究開発拠点等がある「ものづくり企業等」とします。

＜申請資格についての注意事項＞

- 補助対象者（補助要望者）は、別に行う「ネットワーク会員」への登録が条件となります。
- 過去5年間に熊本県の補助事業を活用した中小企業者で、事業終了後に提出が義務付けられている「企業化状況報告書」の提出を怠っている場合は、申請資格がありません。
- 同一または類似のテーマについて、国、都道府県、市町村、財団法人等が実施する他の助成制度（補助金・委託費等）に申請中、または、申請予定の場合、併願申請は可能ですが、両方採択となった場合は、いずれかを辞退していただくこととなります。

なお、くまもと医工連携推進ネットワークが別に実施する介護ロボット研究開発支援補助金との併願はできません。

3. 実施体制

当補助事業の実施に当たっては、補助対象者（補助要望者）のほか、次の①及び②に掲げる機関または個人が参画した実施体制（以下、「チーム」という。）を構成することを要件とします。

- ① 医療等の現場ニーズの提供や、製品の使用に関する指導助言等を行うことができる医療機関や福祉施設、または、その機関等の従事者（個人）、もしくは、医療系や福祉系の学部（科）を有する大学等
- ② 製品の市場参入や販路等に対する専門的知識を有する医療機器等の製造販売メーカー、または、その企業の従事者（個人）等

なお、参画するそれぞれの機関（者）も別に行う「ネットワーク会員」への登録が条件となります。

4. 補助対象事業及び補助率等

補助対象者（補助要望者）が取り組む医療機器等の事業化に向けた開発や改良とし、次表に掲げる事業とします。

補助金名称	補助対象事業	補助率	補助上限額
製品開発補助金	対象機器（下表参照）の実用化、販売を目的とした製品の開発	2分の1以内	3,000千円

【対象機器】

○医療関連

市場性を有し、医療等の現場で使用されることを前提とした次に掲げるもの

- ①医療用機器・機械、医療用品（ソフトウェアを含む）
- ②ものづくり企業等が持つ技術を活用した医療用機材・部材、教材等
- ③医療関係従事者が自らの責任において使用する道具等

○福祉関連

市場性を有し、福祉等の現場で使用されることを前提とした次に掲げるもの

- ①介護や福祉機器・機械、介護や福祉用品（ソフトウェアを含む）
- ②ものづくり企業等が持つ技術を活用した介護や福祉用機材・部材、教材等
- ③介護や福祉関係従事者が自らの責任において使用する道具等

【対象とならない主な事業等】

- ①企画・開発の内容が、既に他において完成されたものと同様とみなされる場合や、既存技術・製品の軽微な改良である場合
- ②取り組む企画・開発が、チーム内部の企画・開発とみなされない場合や、第三者から発注を受けたとみなされる場合
- ③事業の実施に当たり、そのものの全部又は大部分を、外注又は委託する場合
- ④既に、開発段階を終えて、スケールアップ又は量産化段階に達している場合
- ⑤機械・器具等の購入（設備投資）を主な目的とした申請とみなされる場合
- ⑥データ試験、臨床研究及び知財出願を主な目的としており、事業期間中に機器の開発・改良がなされない場合
- ⑦同一、または、類似の事業について、国、市町村、財団法人等が実施する他の助成制度（補助金、委託費等）を活用して開発を行っている事業
- ⑧公序良俗に反する事業

5. 補助対象経費等

本補助事業に要する経費のうち、補助対象となる経費は、次のとおりです。

区 分	内 容
人件費・謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の開発に要する人件費 (注) 開発に係る直接作業時間とし、給料、または、賃金に限ります。 ・製品の開発に要する謝金
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料及び副資材の購入に要する経費 (注) 補助事業実施期間内において、実際に使用するものに限ります。
機械装置費 工具器具費	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置や工具器具の導入に要する経費 (注) 本区分の経費は、原則として、リースまたはレンタルによるものとします。 また、機械装置等は、通常の製品製造・検査・測定など、補助事業以外の目的に用いることはできません。
外注加工費	<ul style="list-style-type: none"> ・外注加工に要する経費（図面・仕様を提示して製作してもらうもの） (注) 本区分の経費は、補助要望額の1/2以内とします。
調査研究委託費 外部指導受入費	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や大学、公設試験研究機関等との共同研究、データ試験、臨床研究に要する経費 ・外部からの各種専門家（医療従事者、医療系コンサルタント、技術士、民間企業の技術者等）の技術指導受入や薬事申請、薬事相談に要する経費 (注) 大学への「寄附金」は、補助対象外となります。
知財出願費	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発成果の知財出願（国内・海外）に要する弁理士費用 (注) 特許出願料や審査請求料及び特許料は補助対象外となります。
販路開拓費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を活用して開発する製品の販路に要する経費 (注) 製品に関するチラシやパンフレット類の作成、見本市等への出展料、運搬費及び会場装飾費に限ります。
その他経費	<ul style="list-style-type: none"> ・会議等に要する旅費交通費及び会議室使用料 (注) 旅費交通費は、公共交通機関利用の額とし、利用手段、区間、料金が明確であるものに限ります。

【補助対象とならない主な経費】

- ・補助交付決定日より前に発注、契約、支出等を行った経費
- ・取引に係る消費税及び地方消費税
- ・事務用品、消耗品、書籍等の購入経費
- ・通信費、郵送費用
- ・公共交通機関利用であっても、利用手段、区間等が明確でない旅費交通費
- ・社用車、自家用車等の利用・使用に係る旅費交通費

6. 事業実施期間

交付決定日（令和2年（2020年）7月を予定）
～ 令和3年（2021年）2月末日

7. 募集期間（募集期限）

令和2年（2020年）5月1日（金）
～ 令和2年（2020年）6月18日（木）必着

8. 応募方法（提出方法）

（1）応募方法

所定の要望書に必要事項を記載し、添付書類・電子データを添えて提出してください。

※詳しくは、「10. 提出書類」をご確認ください。

なお、提出書類に不備がある場合は、受理できませんので、期限までに余裕をもって提出されますようお願いします。

（2）提出方法

コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から事務局への郵送（6月18日必着）のみとなります。

9. 要望書等の提出・問い合わせ先

くまもと医工連携推進ネットワーク事務局
[一般社団法人 熊本県工業联合会 事務局]
(担当) 河口

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町三丁目11-38 熊本県産業技術センター内

TEL：096-285-8131 FAX：096-214-2030

E-mail：kawaguchi@kenkoren.gr.jp

10. 提出書類（兼 チェックリスト）

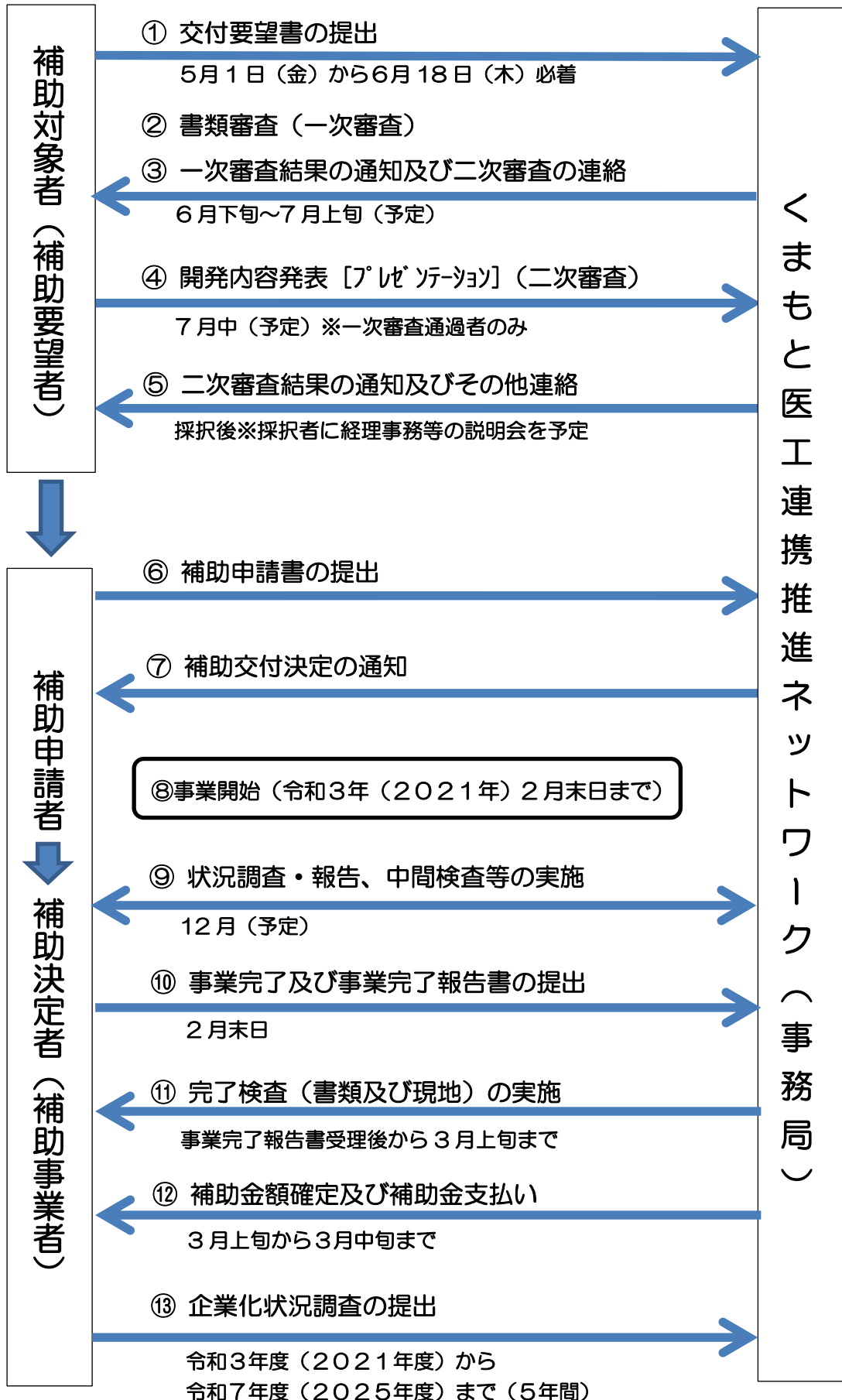
提出書類及び提出部数は、以下のとおりです。

<p>(1) チェックリスト</p> <p><input type="checkbox"/> チェックリスト（本表）</p>	1部
<p>(2) 交付要望書</p> <p><input type="checkbox"/> 医療・福祉機器開発支援等補助金交付要望書 （様式第1号）※必ず代表者印を2部とも押印</p> <p><input type="checkbox"/> 補助事業計画書（様式第2号）</p> <p><input type="checkbox"/> 外部協力計画書（様式第3号） ※「調査研究委託費・外部指導受入費」を要望する場合のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 参考資料 ※開発計画の概要を示した図表、仕様書、図面等</p> <p><input type="checkbox"/> 経営状況表（様式第4号）</p> <p><input type="checkbox"/> 電子データ＜様式第1号から第4号＞ ※郵送時にあわせて、電子データの提出をお願いします。 （電子メール又はCD-Rを郵送など） ※PDF不可（Word、Excel）</p>	2部 2部 2部 2部 2部 1式
<p>(3) 添付書類 ※以下は、補助対象者（補助要望者）に限ります。</p> <p><input type="checkbox"/> 決算書類 [直近のもの1期分]</p> <p><input type="checkbox"/> 熊本県税及び熊本県内の市町村税において、未納がないことの証明書 [4月1日以降に発行されたもの] （注）市町村税は、補助対象者（補助要望者）の住所のある市町村となります。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ※以下は、「該当」がある場合のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 補助対象者（補助要望者）のパンフレット</p> <p><input type="checkbox"/> 今回の開発案件に係る特許資料</p> <p><input type="checkbox"/> 新聞記事、雑誌等に掲載された場合、その内容がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> その他、今回の開発案件について参考となる資料</p>	1式（コピー可） 各1部 （原本に限る） 2部 2部 2部 2部

- 提出書類の他に、審査等の必要に応じて資料の追加提出及び説明を求めることがあります。
- 各書類については、ホチキス留めせず、必ずクリップ留めとしてください。
- 提出書類は返却いたしませんので御承知おきください。

11. 審査手続き等

(1) 全体の流れ



(2) 審査

①一次審査

要望書類等に基づく書面審査及び必要に応じて現地調査を行います。

②二次審査

ネットワーク推進本部の所属（機関）長、医療や福祉の現場の有識者等により構成する審査会において、新規性・市場性・事業化可能性、企業内容（開発体制、資金）、申請額の妥当性等の観点から審査を行い、事業の採択・不採択について決定します。

なお、当審査会では、補助要望者（チーム関係者の出席可）の方に開発内容について発表（プレゼンテーション）を行っていただきます。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、採択方法等を変更する場合があります。予めご了承ください。なお、変更がある場合には補助要望者に対して個別にお知らせします。

(3) 審査結果の通知

一次審査結果（通過または不採択）、二次審査結果（採択または不採択）は、それぞれ補助要望者あてに文書で通知します。

なお、通知前の電話等による照会には応じることができませんので御了承ください。

(4) 採択者の公表

採択となった場合には、補助事業交付決定者として、企業概要（名称、代表者名、住所等）及び開発テーマなどについて、報道機関への発表やくまもと医工連携推進ネットワーク事務局、熊本県及び熊本市のホームページへの掲載等により公表することがありますので、御承知おきください。

12. その他留意事項

補助事業者の方には、以下の事項を遵守していただきます。

必ず御一読、御了承の上で要望書を提出されますよう、お願いいたします。

(1) 補助金の支払いは、精算払いとなります。

開発に要する経費は、一旦、補助事業者が全額資金調達し、経費の支払いを済ませていただく必要があります。

(2) 補助金の交付決定は、

令和2年（2020年）7月を予定しています。

交付決定日より前に契約（発注）や支出を行った経費は、補助対象外となり、補助金を受けることができませんので御注意ください。

補助対象経費は、必ず交付決定日以降に契約（発注）、支出を行ってください。

(3) 補助事業における経理処理等に指定があります。

補助事業に係る経費の支出に伴う契約手続き、支払方法等については、熊本県や熊本市等の基準に従っていただく事項があり、普段の商取引で使用しない手続きや書類も、必ず取り交わしていただく必要があります。

主なものは以下のとおりです。

- 契約及び購入にあたっては、見積書の徴取（特に、10万円以上の支出にあたっては原則として3者以上から見積書を取る）、契約書の取り交わし（又は注文書・発注書）、

納品書の受領、請求書に基づく支出が必要です。

- 支払は原則、銀行振込で行っていただきます。現金払（小口のものを除く）、手形決済、相殺払いなどの支払方法は、補助対象として認められない場合がございます。
- 銀行振込を行う際、他の取引との混合支払は、認められません。補助事業専用の通帳を作成するか、補助事業に係る経費を明確に区分して支払を行ってください。
- 完成品の販売等はできません。
- 経理処理等については、採択後に配付する「医療・福祉機器開発支援等補助金交付決定に伴う事業実施の留意事項」を遵守していただきます。これに反する経理処理を行った経費については、補助対象経費として認められません。

(4) 補助事業の遂行状況報告を行う場合がございます。

(5) 補助事業の完了実績報告書は、「令和3年（2021年）2月末日」までに、ネットワーク事務局へ提出しなければなりません。実績報告書提出日の翌日以降の経費支出は、補助対象外となりますのでご注意ください。

(6) 補助金で取得した財産には、処分制限があります。
補助事業により開発、取得した物品等については、所有権は補助事業者に帰属しますが、補助事業終了後5年間は善良な管理者の注意をもって管理・保管を行う義務があります。
また、ネットワーク事務局の許可なしに処分、譲渡又は売却したりすることはできません。

(7) 企業化状況の調査を行います。
補助事業実施年度終了後5年間、1年毎に事業成果及び企業化状況等に関して報告を行う義務があります。
守られない場合、その後、熊本県の補助制度への申請等が制限されます。

(8) 補助事業採択後の交付（変更）申請書、交付（変更）決定書等については、補助事業採択者に限り、様式等を提示させていただきます。

(9) 本補助事業は、国からの交付金等を財源として活用することがありますので、事業終了後、会計検査院による検査の対象となった場合は、必ず、受検に立会いいただきます。